環境マネジメントシステムの推進

環境保全活動のレベルアップを図るための監査や教育強化を推進し
マネジメント体制の継続的な改善に努めています。

環境マネジメントシステム

ケイミューにおける環境経営の考え方の中心となっているのは「ケイミュー地球環境憲章」であり、それに基づいて「ケイミュー環境方針」を制定しています。全社および各製造事業所ではこの方針を基本に「環境自主行動計画」を定め、環境マネジメントの国際規格であるISO14001に則した継続的な改善に取り組んでいます。さらに3ヵ年の取り組み目標を数値化した「環境推進中期計画」を年度ごとに策定し、その達成度を確認するとともにPDCAの年次レビューを行います。この内容については未達成の部分も含めて開示し、取り組み成果のスパイラルアップに努めています。

内部環境監査の実施

ケイミューでは「ケイミュー地球環境憲章」「ケイミュー環境方針」に基づき、本社及び各製造事業所の環境事務局が各製造事業所を相互監査する体制をとることで環境関連法に関する知見の向上と管理面のレベルアップを図っています。各製造事業所に対しては企業が果たすべき法令遵守と関連する書面やエビデンス(根拠)の管理状況のほか、環境マネジメントに関する適合性の改善についても常時把握・確認しています。

2020年度はコロナ禍の影響もあり工場へ出向いての審査ではなく書類審査が中心となりましたが、騒音や振動、悪臭、化学物質、廃棄物、温暖化防止に関わる法令遵守状況及び行政への届出義務などを重点的に監査を実施しました。

■ ケイミュー環境マネジメントシステム

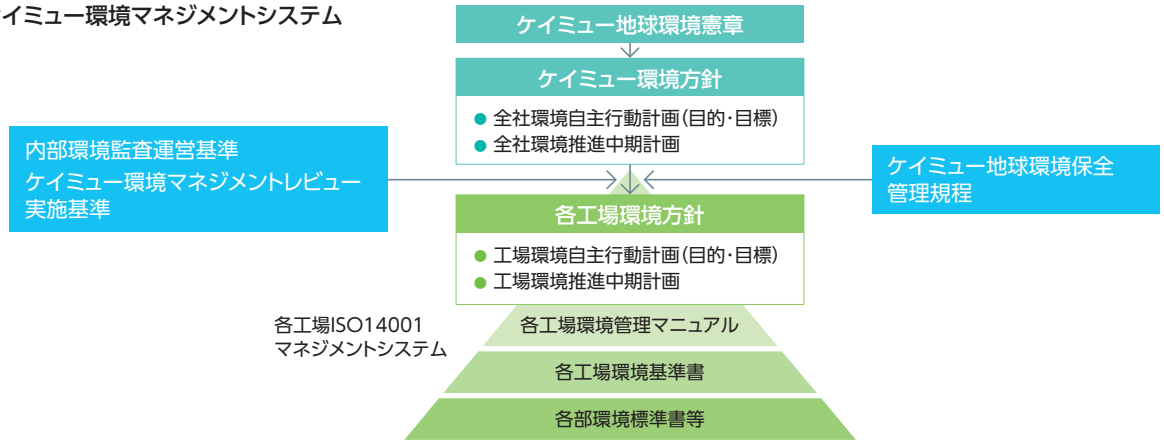

■ 全社環境保全管理組織

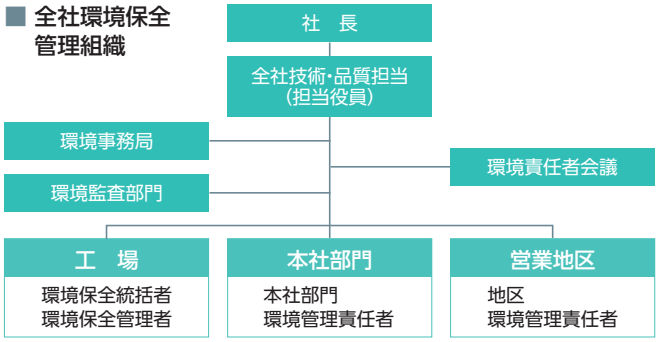

■ 工場環境保全管理組織

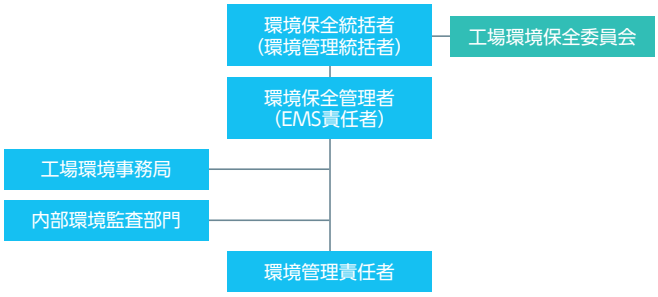

廃棄物管理監査の実施

ケイミューは産業廃棄物の中間処理業者、広域認定業者としての許可と認定を受けています。「廃棄物適正管理基準」に基づいた関連法規の遵守、産廃処分業の許可取り消しにつながるような行為の未然防止などを目的に廃棄物管理監査を実施しています。

廃棄物処理法や端材回収リサイクルシステム(環境省広域認定制度)においては、本社事務局が主体となりマネジメントしていますが、高度な専門性が不可欠なため外部のコンサルタントに監査を委託しています。

2020年度は広域認定事務局と奈良テクノセンター環境保全事務局、産廃排出部署を対象に廃棄物処理法の理解と遵守を基本とした書類や各管理状況の確認を重点に、本年度はコロナ禍ということもあり、初めての試みでしたがリモートにより監査を実施しました。

リモートによる廃棄物管理監査の実施

改正「石綿障害予防規則」に関する勉強会

石綿(アスベスト)のばく露(飛散)は作業者に重大な健康被害を起こすおそれがあるとされ、厚生労働省は「石綿障害予防規則(石綿則)」により建築物の解体や改修工事の際には石綿使用の有無についての事前調査を行うことが定められています。今後10年前後にわたり石綿含有建築物の解体件数の増加が見込まれ、当然解体には屋根材や外壁材のリフォームも含まれます。

2021年4月に施行された改正「石綿則」で石綿の解体・改修工事の事前調査が強化され、その調査方法も明確化されました。当社にとって重要な改正内容は全ての部材が対象となったこと、製品メーカーによる証明で石綿使用有無の判断ができることが加わったことなどです。

これを受けて当社では関連部署間での情報の共有と知識レベルのアップを図るために本社環境事務局が営業部門を主な対象として勉強会を開催し、参加者からの質問・疑問をとりまとめ、問い合わせに対する回答事例、改正趣旨をQ&Aとしてまとめ、法改正内容の周知と適切な対応ができるよう情報共有化に取り組みました。

webでの改正石綿則勉強会

VOICE

廃棄物管理監査を受けて

建築現場では屋根材や外壁材の端材が廃棄物として発生しますが、当社では環境省の広域認定制度に基づく端材回収リサイクルシステムにより、発生した自社端材を工場で原料として再生利用することで、全国の新築現場から発生する産廃の減量、適正処理に取り組んでいます。

広域認定届出、協力業者や元請業者様との契約、回収依頼の受付や回収日時等の管理、運搬業者の手配など全体のマネジメントは本社環境事務局(広域認定事務局)で行いますが、各届出、契約、帳票類などの書類に不備はないか、管理体制、緊急体制など運用ルールは確実かなどについて、外部のコンサルタントに監査を委託しています。

2020年度の重点的な監査対象は廃棄物処理法の正確な理解と遵守、違法性の有無の確認などです。いずれも廃棄物管理では基本的なものですが、クリアしていない場合は行政処分や刑事罰、最悪の場合は業務許可の取り消しにつながります。それだけに緊張感をもって監査に望みました。さらに遵法性を確保するための管理体制の強化だけでなく、担当者の役割分担、担当ごとの業務フローが把握され、次世代につなぐためにそれらがマニュアルなどの文書で明確化されているかなどについてもチェックされました。

コロナ禍もあって今回の監査は出席者の密を避けるために関東(審査員)と奈良(受審者)を結んでWeb会議ツールによるリモート監査方式で行いましたが、リモートでの監査は初めてのことでもあり、対面式と違ってコミュニケーションがうまくとれませんでした。これは今後の反省材料です。

品質統括部 環境管理グループ
三山　正義